

地域農業経営基盤強化促進計画の公告・縦覧等基準

〔目的〕

農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第 19 条（令和 5 年 4 月 1 日改正）において、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の策定が定められた。また、同条第 7 項においては、策定しようとする地域計画の案について、農林水産省令で定めるところによりその旨を公告・縦覧を、同条第 8 項においては、策定した地域計画について、公告することが定められた。

上記手続きを行う上で、地域計画の目的は、法 19 条において「区域における農業の将来の在り方に向けた、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため」とされている為、農林水産省の取り扱いにおいて、その計画の対象は地域農業の利害関係人に限定できるとされた。

また、公告について、農業経営基盤強化促進法施行規則第 20 条の 1 及び 2 において適切な方法により行うものとするとして、縦覧及び閲覧（以下「縦覧等」という。）の対象者については、個人情報保護に関する法律第 17 条及び第 18 条において「利用目的」の達成に必要な範囲を超えて行ってはならないとされている。

これらのことから、法の趣旨に鑑み、下記の通り、公告・縦覧等基準を設ける。

〔地域計画の区域及びその対象者〕

立川市西砂町中里地区の市街化調整区域内にある農地を、地域計画の策定区域とする。また、その計画に位置付ける対象者は、策定区域内に農地を所有する者及びその同居家族又は貸借により耕作を行っている者並びに立川市農地バンク制度登録者とし、その者を法第 19 条第 7 項における利害関係人とする。

〔縦覧等期間と場所〕

地域計画の案を策定し、公告を行った日から 2 週間を縦覧期間とする。地域計画についてはその策定後、公告・閲覧を行う。時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、場所は産業まちづくり部農業振興課窓口とする。

〔縦覧等が可能な対象者〕

地域計画の案及び地域計画（以下「地域計画等」という。）に付随する目標地図について、縦覧等が可能な者は、法 19 条第 6 項の関係者及び同条第 7 項の利害関係人を対象とする。

〔地域計画の案及び地域計画の個人名の取り扱い〕

地域計画等の文書において、個人名を記載する「4. 地域内の農業を担う者一覧」については、縦覧等用の文書について個人情報保護に関する法律第 17 条に基づき、氏名を数字に置き換えた。

〔縦覧及び閲覧の手続き〕

縦覧等を行う場合、別紙に記載の上、身分証明書（マイナンバーカード、免許証等）を提示し、事務局はその写しを取る。

〔地域農業経営基盤強化促進計画の公告・縦覧等基準の施行等〕

この基準は、令和 7 年 2 月 13 日から施行する。

この基準は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。